

8 新見市立大佐中学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年4月 改訂

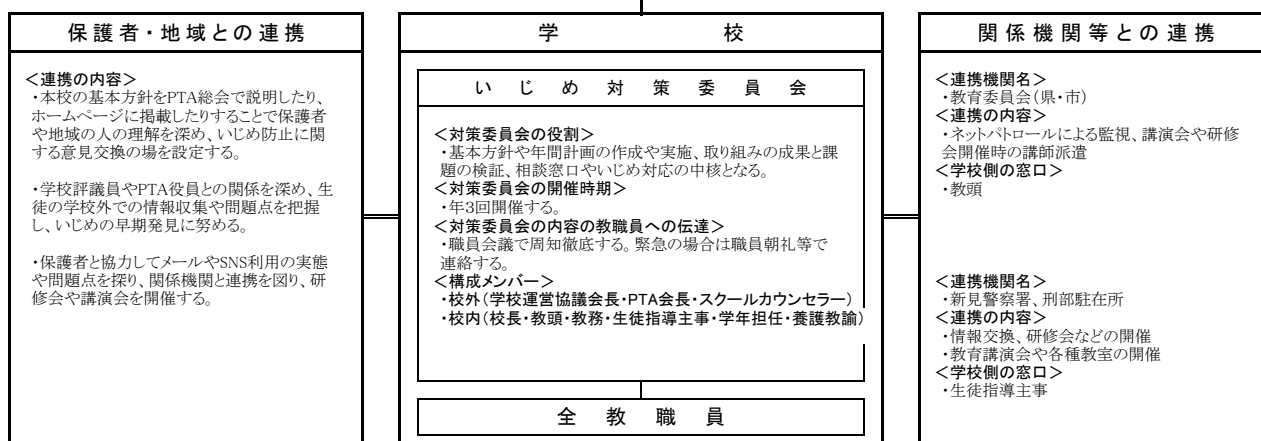
いじめに関する現状と課題

- ・1つの小学校で、各学年とも20人前後の人数なので、学年の上下関係も厳しくなく生徒の仲は良好である。
- ・本年度の学校生活アンケートの結果では、「悪口」、「からかい」があると答えている生徒がいた。「学級が安心できる場所」になっていないので、一人ひとりが落ち着いて生活でき、自己有用感を高めていける環境をつくる必要がある。
- ・SNSを使用している生徒が増加している傾向にあるので、正しい使用方法を生徒会で提案したり、学習をする場を設定する必要がある。また、家庭でのルール作りを継続して進めていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会を設置し、教職員や生徒会、地域や保護者、関係機関との連携を図り、いじめの未然防止に努める。
- ・生活アンケートや各種調査(i-check、いじめ実態調査、SNS利用調査等)を行い、教育相談の取り組みと連携し、生徒の実態を把握し適切な対策を立てる。
- ・学級や生徒会を中心に生徒が主体的に活動をする場面を設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進していく。

- <重点となる取組>**
- ・6月の「いじめについて考える週間」で、生徒会が中心になって「いじめや人権」について考える取り組みをする。
 - ・SNS利用の実態調査を実施し、学校と家庭や外部機関と連携を図り、ネットいじめの未然防止に努める。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ◎ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成 ・ネット上のいじめを防止するために、学年の実態に合わせた情報モラルに関する学活の授業を各学年において1時間実施する。 ○一人ひとりを大切にし、認め合える集団づくりを基盤にした学級経営や授業実践(居場所づくり) ・自分の「居場所」や仲間との「絆」を感じられて、「自己有用感」をもてる活動の一つとしてPBISを取り入れる。 ・「学び合い学習」の継続と話し合い活動の充実を図る。 ・授業規律の徹底やわかる授業の工夫を推進する。 ○生徒会活動が主体となった取り組みの充実 ・6月の「いじめについて考える週間」で生徒の問題意識を高め主体的に取り組む活動にしている。 ・12月の「人権集会」との関連を計り、年間を通した継続的な取り組みにしている。 ○保護者との連携や家庭支援 ・PTA研修会を実施する。
②	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握 ・年2回の教育相談と教育相談アンケートを実施 ・全学年ともi-check(年2回5月・11月)の検査を実施 ・メールやSNS利用に関する生徒並びに保護者へのアンケート実施 ○相談体制の充実 ・1年生については、全員を対象にスクールカウンセラーと相談時間をとる。 ・定期の教育相談以外にも、スクールカウンセラーや担任外の教職員が対応できるようにする。 ・保護者へも保護者懇談以外の日でも対応できるように呼びかける。 ○情報共有 ・生活ノートや健康観察、職員朝礼や職員会議での生徒情報の共通理解をする。 ・ケース会議で情報交換をする機会をもつ。
③	いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携 ・いじめを確認した場合には、いじめ対策委員会を開催し早急に対応を考えると共に、必要な場合には教育委員会や警察等に相談をする。 ・いじめが起きたときの対処の仕方を図示したフローチャートを作成する。 ○いじめを受けた生徒への支援 ・生徒の安全を最優先し、被害の状況を聞き、保護者へ連絡をして解決への協力をお願いする。 ○いじめをした生徒への指導 ・いじめの事実を確認するとともに、いじめは許されない行為であることを指導し、保護者に事実を伝え指導と解決に向けての協力をお願いする。 ○いじめがあった学級や部では、いじめの事実といじめは許されない行為であることを指導し、全体の問題としてとらえ、どのように解決していくかをしっかり話し合う時間を設定する。 ○事後指導 ・指導後も生徒の様子を観察し、再発の防止に努める。